

別記様式第1号(第四関係)

# 北大沼地区活性化計画

北海道 富良野市

平成28年2月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	北大沼地区活性化計画
都道府県名	北海道
市町村名	富良野市
地区名( 1 )	北大沼地区
計画期間( 2 )	平成28年度～平成30年度

## 目標 : ( 3 )

富良野市農業及び農村基本条例における基本理念である「望ましい農業構造を確立し、良質な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上に貢献する」「農業生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上を図り、農業生産の基盤である農村を維持・振興する」を推進するため、定住促進に向けた生活環境基盤を整備する。  
 (具体的な数値目標) 北大沼1地区の人口を平成30年までに109人(H30年の推計値より4人増)  
 (数値の根拠) 115人(H22年国勢調査「北大沼1」) - 109人(H27年統計4月1日現在「北大沼1」) ÷ 5年間(H22～H27) = -1.2人(年間人口動態)。-1.2人×3年間(H28～H30) = -3.6人 4人  
 109人(H27年市統計4月1日現在) - 4人 = 105人(H30年の推計値)

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

北海道の真ん中、人間の体にたとえると「へそ」にあたる富良野盆地の中心都市。周囲は、十勝岳連峰、夕張山地、東京大学北海道演習林と山々に囲まれ、市総面積の7割が山林という自然環境にある。基幹産業は、農業と観光で、丘陵地帯とラベンダーの香りの爽やかな風が吹く大地に、国内外から多くの観光客が訪れている。

基幹産業である農業においては、田・畑として圃場整備事業が実施され、水条件等は整備が進んでいる。また、米の生産調整の推進に向け、条件整備として灌漑排水施設・客土等を推進し、水稻のほか玉ねぎ、ばれいしょ、人参などの野菜を中心に作付けが行われている。

本計画区域である北大沼地区は、富良野市の西部に位置し、市域の中でも農業生産条件が比較的良好、玉葱を中心とした野菜作付および麦類・水稻等による複合経営の農業を基本とした農村地帯で、市街地とも隣接しており非農家の住人も比較的多い地域である。

### 現状と課題

平成22年国勢調査における北大沼地区の人口は、195人、64世帯(北大沼1地区109人、43世帯)で、昭和30年代後半をピークに減少している。農業の後継者不足、高齢化による離農等により農家戸数が減少しており、地域力の低下は著しく、今後集落を維持していくためには、生活基盤等を整備し、担い手確保対策・移住促進を進めていくことが重要である。  
 現在、北大沼水道組合の組合員は、19世帯、世帯合計人数が49人が水道を利用している。生活用水として利用するほか、農業用水の水利権が5月～8月までしか無く、その期間以外の9月～4月までは農業用水としても利用しているため、生活用水の断水等、日常の生活に支障をきたしている。  
 高齢化が進み地域力が低下する中で、農業生産の基盤である農村を維持するためには、農業の担い手確保あるいは移住促進は急務であり、生活の根幹をなす生活環境基盤の整備、また農業振興及び発展が必要となっている。

### 今後の展開方向等( 4 )

地区農村の維持戦略として、次の取組を行い、地域農業の発展及び農村の維持活性化を図りたい。

1. 生活給排水設備など、生活インフラを整備し、安心して暮らせる環境づくりを行う。
2. 市街地に隣接している地域利点を生かし、離農後等の住宅への招致を進め、地域人口増加に努める。
3. 新規就農者の受け入れや農業ヘルパー等の雇用を積極的に行い、農業振興及び発展に努める。

### 〔記入要領〕

- 1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
 また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業( 1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)( 2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別( 3)	備考
富良野市	北大沼地区	簡易給排水施設(簡易給排水施設)	北大沼水道組合	有	ロ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務( 4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)( 5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項( 6)

--

#### 【記入要領】

- 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域( 1)

北大沼地区(北海道富良野市)	区域面積 ( 2)	264.7ha
区域設定の考え方 ( 3)		
法第3条第1号関係: 当該地区の総面積264.7haのうち農地面積は、186.5haで約70.5%を占めており、また、農家戸数は、地区全体の戸数の35%を占め、農林漁業が重要な事業である地域である。		
法第3条第2号関係: 平成22年国勢調査による北大沼地区の人口は、195人、64世帯(北大沼1地区109人、43世帯)で、昭和30年代後半をピークに減少している。また、高齢化による地域力の減少が著しく、農業の担い手確保や移住促進は急務であり、生活基盤の整備を進めることは有効かつ適切である。		
法第3条第3号関係: 現況から判断して市街地を形成している区域は含んでいない。 用途地域は計画区域に含めていない。		

#### 【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等( 1 )

活性化計画期間において毎年度、地区住民の人口の検証・確認を行う。

(目標) 北大沼1地区の人口をH30年までに110人

年度	事業実施	事業未実施の場合
H28	109人	(107人)
H29	110人	(106人)
H30	110人	(105人)

### 【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。